

大久保地区公共施設再生事業 民間事業者等の皆様との「対話」実施要領

1. 目的

- 活用方法や事業方式について事業者の皆様のご自由なアイデアを広くお聞きする場とします。
- 今後の公募に向けた条件を作成する際の参考とします。

2. 実施要領

(1) 事業概要

ア) 大久保地区公共施設再生事業とは

「習志野市公共施設再生計画」に基づき、京成大久保駅周辺地区におけるまちづくりの一環として、京成大久保駅前に立地する既存の公共施設（大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館）と中央公園を一体的に再生する事業です。

イ) 基本理念

基本理念 持続可能な文教住宅都市の実現

生涯学習の拠点機能を拡充するとともに、地域の活性化も図ります。

ウ) 目的と目標

大久保地区公共施設再生事業の目的

1. 将来世代に過度な負担をさせることなく、時代の変化に対応した公共サービスを継続的に提供する。
2. 多世代が交流し、地域コミュニティが活性化する場をつくる。
3. 市民協働・官民連携で賑わいを創出する。



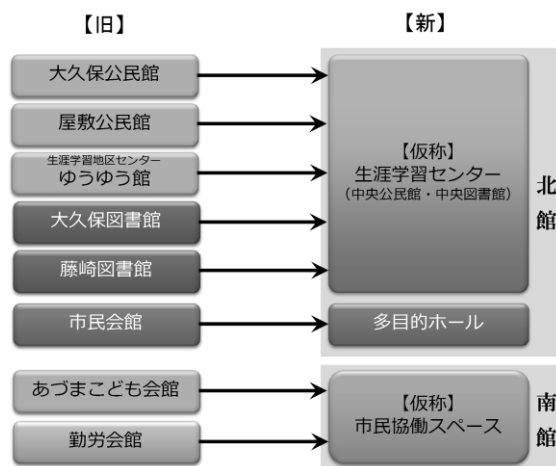
大久保地区公共施設再生事業の目標

1. 対象施設の機能を集約し、全ての習志野市民のための生涯学習の拠点をつくる。
2. 民間活力を導入することで、維持管理・運営コストを削減するとともに、多様なサービスを提供する。
3. 躯体活用型建替（リノベーション）や官民連携により、初期費用を抑制する。

(2) 具体的な取組

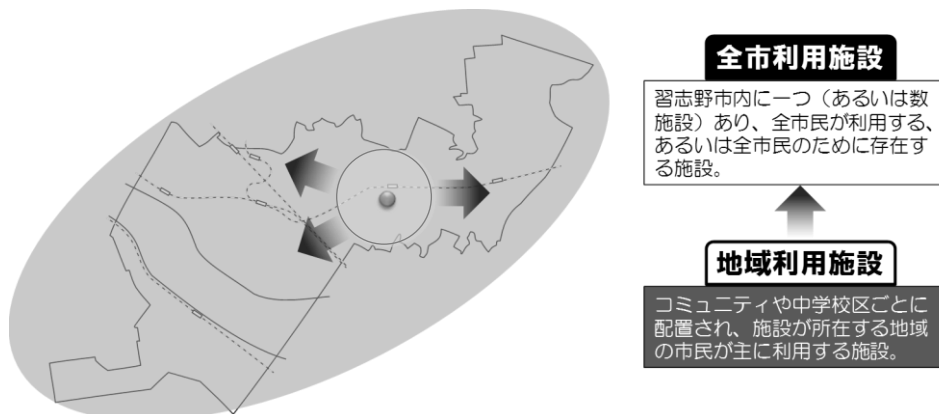
ア) 機能の集約

屋敷公民館、あづまこども会館、生涯学習地区センターゆうゆう館、藤崎図書館が担ってきた公共サービスの機能は、大久保公民館・市民会館、大久保図書館、勤労会館に集約します。なお、これらの施設は名称を変更する予定です。



イ) 生涯学習の拠点となる「全市利用施設」の整備

新しい施設は、習志野市全域の生涯学習拠点として、中央公民館・中央図書館と位置付けることとします。また、現在の勤労会館は、スポーツ機能、子ども活動支援機能、労働支援機能を備えた、市民協働拠点とします。生涯学習・社会教育で学んだことを、市民協働の場で、地域やまちづくりに活かす場とします。



ウ) 財源確保と財政負担の軽減

賃料による財源確保を図るため、民間テナント施設を誘致します。また、財政負担軽減のため、維持管理・運営に民間活力を導入します。さらには、新築だけでなく躯体活用型建替（リノベーション）による民間提案も受け付け、事業費の削減を図ります。

エ) 市民協働・多世代交流の場づくり

地域の課題を市民が持ち寄り話し合う場とし、これまでの生涯学習活動で培ってきた市民力を協働のまちづくりに活かし、市民が活躍できる場づくりを推進します。

オ) 公園と各施設の一体的運営

現在、各施設所管部署に分かれている、各施設の建物管理と、公園の維持管理を同一事業者に委ねることで、利用者が利用しやすい空間づくりを行います。また、管理者が公園敷地内に常駐することにより、利用申請なども行いやすくなります。

(3) 対話の対象者

事業に参画の意向を有する法人又は法人のグループとします。なお、対話に参加した方に応募を義務づけるものではありませんので、少しでもご興味があれば、ぜひご参加ください。

(4) 事前説明会（事前申込制）

対話の実施方法、本事業の経緯、概要、現時点での市の考え方等を説明いたします。

- ・事前説明会への参加は、対話参加への条件ではありません。
- ・日時：平成27年9月24日（木）10時～11時30分
- ・場所：サンロード6階大会議室
- ・申込期限：平成27年9月18日（金）15時
- ・申込方法：上記期限までにメールにてお申込みください。件名は説明会申込としていただき、法人名、参加者のうち代表者名、参加人数をお知らせください。

(5) 対話の実施（事前申込制）

下記日程にて対話を実施します。

① 日時・場所

【第1回】平成27年9月24日（木）

13時30分～17時30分

サンロード6階大会議室

（習志野市津田沼5-12-12）

【第2回】平成27年9月30日（水）

13時30分～17時30分

習志野市役所仮庁舎3階大会議室

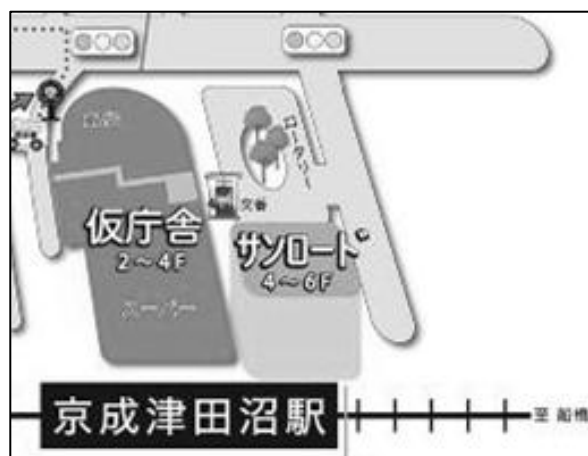
（習志野市津田沼5-12-4）

② 参加者：習志野市（財政部資産管理室）

③ 申込期限：平成27年9月11日（金）

④ 申込方法：別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上、上記期限までにメール添付にてお申込みください。メール受領後、担当者から日程のご連絡を差し上げます。

⑤ 留意事項：事業者ノウハウを保護するため、個別に非公開で実施します。



(6) 対話内容（お聞きしたい項目）

- ① 用途及び想定規模
 - ・市が予定する導入機能に加えて考えられる施設内容や想定規模
- ② 事業方式・事業実施体制
 - ・事業方式や、事業実施体制に関する意見
- ③ 既存施設の活用に関する考え
 - ・新設／躯体活用型建替（リノベーション）等、既存施設の取り扱いや活用に関するアイデア
- ④ 施設・公園の活用に関するアイデア
- ⑤ 応募にあたって事前に必要な情報に関する意見
- ⑥ 事業を実施するにあたっての希望等
 - ・土地の利用条件等の制限緩和や事前開示を求める情報等、市への要望事項など

(7) 対話の進め方

対話は事前申込制で実施します。事業者ノウハウ保護のため、個別・非公開で実施します。対話は、以下の流れに沿って進めます。所要時間は30分～1時間程度です。

- ① 市担当者から対話要領の説明
- ② 参加者からの提案、意見
 - 上記「お聞きしたい項目」に沿ってご説明ください。資料の準備は不要ですが、必要と考えられる場合はご持参頂いても結構です。
- ③ 市・参加者による質疑応答

3. 留意事項（※必ずお読みください）

- 対話のために特別な資料や図面等を作成していただく必要はありません。
- 対話への参加実績が、応募の条件となることはありません。
- 対話への参加実績は、事業者公募の際の評価の対象とはなりません。
- 参加者の名称は公表いたしません。
- 対話内容は、概要をとりまとめ、後日公表します。公表前に公表資料のチェックをしていただきます。
- 対話概要は後日公表いたしますが、事業者ノウハウの保護のため、該当事項については、公表いたしません。対話の際、公表できない情報については、必ずその旨をお知らせください。
- 対話内容は、今後策定する基本計画、募集要項等作成の参考とさせていただきます。これらに活用されることがあることを前提に、ご提案ください。
- 対話の際の発言は、市・民間事業者ともに想定のものとし、今後の事業を拘束するものではありません。
- 必要に応じ、追加の対話、文書での照会、アンケート等を実施することがあります。

- 対話への参加に要する費用は、参加者の負担とします。
- 次に該当する方は、対話の対象者として認めません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者
 - ③ 本契約候補者決定の前日 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - ④ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ⑤ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者。

4. 申込先・連絡先

習志野市役所 財政部 資産管理室 資産管理課
〒275-8601 習志野市津田沼 5-12-4（仮庁舎 2 階）
電話：047-453-9308 FAX：047-453-9384
メールアドレス：shikan@city.narashino.lg.jp

5. 参考資料

- 「(仮称)大久保地区公共施設再生基本構想 ～習志野の地域の未来プロジェクト I～」
https://www.city.narashino.lg.jp/matidukurisanka/koukyou_saisei/project/180120150522085036665.files/kihonkousou.pdf
- 「習志野市公共施設再生計画」
http://www.city.narashino.lg.jp/matidukurisanka/koukyou_saisei/saiseikeikaku/180120140428143647879.html

「大久保地区公共施設再生事業」対話 参加申込書

法人名			
法人所在地			
グループの場合 の構成法人名			
対話の担当者	氏名		所属法人名 部署
	E-mail		
	TEL		
対話の実施日	※ 希望日をチェックしてください。		
	<input type="checkbox"/> 9月24日(木)		
	<input type="checkbox"/> 9月30日(水)		
	<input type="checkbox"/> どちらでもよい		
対話参加予定者氏名	所属法人名・部署・役職		
1			
2			
3			
4			
5			

- ・参加申込書送付前に必ず実施要領を必ずご確認ください。
- ・参加申込書受領後、調整のうえ、実施日時及び場所を電話又はEメールにて連絡します。
(都合により御希望にそえない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。)